



熊本県公報

第 1 2 6 3 2 号

平成 29 年 6 月 23 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (〃) 4
- クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定…………… (薬務衛生課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 5
- 家畜伝染病(結核病疑似患畜)の発生…………… (畜産課) 6
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (〃) 7
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 7

登 載 依 頼

- 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(平成29年度導入分)の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 8
- 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(平成29年度導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 11
- 平成29年度第1回熊本県産業教育審議会の開催…………… (熊本県産業教育審議会) 12

正 誤

- 平成13年3月23日熊本県公安委員会規則第10号(熊本県警察署協議会に関する規則)中…………… (警察本部総務課) 12

告 示

熊本県告示第619号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
早田-3	天草市新和町碓石	別図1のとおり	土石流
碓石下1-2	天草市新和町碓石	別図2のとおり	土石流
体育館横-3	天草市新和町小宮地	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第620号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
早田－2	天草市新和町碓石	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
本浦－2	天草市新和町小宮地	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
本浦－3	天草市新和町小宮地	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
体育館横－2	天草市新和町小宮地	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中村－2	天草市新和町小宮地	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
中村－3	天草市新和町小宮地	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中村－4	天草市新和町小宮地	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
中村－5	天草市新和町小宮地	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中村－6	天草市新和町小宮地	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
南平－2	天草市新和町小宮地	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
黒崎－2	天草市新和町小宮地	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
黒崎－3	天草市新和町小宮地	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
黒崎－4	天草市新和町小宮地	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
黒崎－5	天草市新和町小宮地	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
諏訪1－2	天草市新和町小宮地	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
野崎－2	天草市新和町小宮地	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
野崎－3	天草市新和町小宮地	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
高見－2	天草市新和町大宮地	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
高見－3	天草市新和町大宮地	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
高見－4	天草市新和町大宮地	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
高見－5	天草市新和町大宮地	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中浪－2	天草市新和町大宮地	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中浪－3	天草市新和町大宮地	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
浪床－2	天草市新和町大宮地	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
碓石－2	天草市新和町碓石	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
毛正田2－2	天草市新和町碓石	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

平山（平山 2）－ 2	天草市新和町碓石	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
平山（平山 2）－ 3	天草市新和町碓石	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
平山（平山 2）－ 4	天草市新和町碓石	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
中田 1－2	天草市新和町中田	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
村中－2	天草市新和町中田	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
村中－3	天草市新和町中田	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
山下－2	天草市新和町中田	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
山下－3	天草市新和町中田	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
馬場 上 3－2	天草市新和町小宮地	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
馬場 上 3－3	天草市新和町小宮地	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
小宮地北－2	天草市新和町小宮地	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
馬場 上 2－2	天草市新和町小宮地	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
東 5－2	天草市新和町中田	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
東 5－3	天草市新和町中田	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
東 8－2	天草市新和町中田	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
村中 3－2	天草市新和町中田	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
西 2－2	天草市新和町中田	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
赤城山下 2－2	天草市新和町碓石	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
赤城山下 2－3	天草市新和町碓石	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
碓石上 1－2	天草市新和町碓石	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
碓石上 1－3	天草市新和町碓石	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
碓石上 1－4	天草市新和町碓石	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
蛭目 2－2	天草市新和町碓石	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
赤木場橋上－2	天草市新和町碓石	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
蛭目 6－2	天草市新和町碓石	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
碓石下 4－2	天草市新和町碓石	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
碓石下 4－3	天草市新和町碓石	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり

碓石下 5 - 2	天草市新和町碓石	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
碓石下 5 - 3	天草市新和町碓石	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
赤古場 - 2	天草市新和町碓石	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
村中北 - 2	天草市新和町中田	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
葛根尾 - 2	天草市新和町小宮地	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
中野 - 2	天草市新和町大宮地	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
中野 - 3	天草市新和町大宮地	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
毛正田 1 - 2	天草市新和町碓石	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
上清田 - 2	天草市新和町碓石	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
上清田 - 3	天草市新和町碓石	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
上清田 - 4	天草市新和町碓石	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
知連迫 - 2	天草市新和町中田	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
知連迫 - 3	天草市新和町中田	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
知連迫 - 4	天草市新和町中田	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり

(別図 1 から別図 6 7 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 2 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 6 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
角上	山都町目丸、菅	別図 1 のとおり	地滑り
白谷	山都町木原谷、菅、緑川	別図 2 のとおり	地滑り
上鶴	山都町猿渡	別図 3 のとおり	地滑り

(別図 1 から別図 3 は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 2 2 号

クリーニング業法（昭和 2 5 年法律第 2 0 7 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定する研修（以下「研修」という。）及び同法第 8 条の 3 に規定する講習（以下「講習」という。）として次のとおり指定した。

平成 2 9 年 6 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

- 2 研修及び講習の種類
 (1) 第 1 型研修 (研修のうちクリーニング師が出席して受講するもの)
 (2) 第 1 型講習 (講習のうちクリーニング業務の従事者が出席して受講するもの)
 (3) 第 2 型研修 (研修のうちクリーニング師が通信制で受講するもの)
 (4) 第 2 型講習 (講習のうちクリーニング業務の従事者が通信制で受講するもの)

3 第 1 型研修について

- (1) 開催年月日及び会場

開催年月日	会場
平成 29 年 8 月 20 日 (日)	やつしろハーモニーホール 八代市新町 5 番 20 号
平成 29 年 9 月 10 日 (日)	熊本県婦人会館 熊本市中央区水道町 14 番 21 号

- (2) 科目及び時間数

- ア 衛生法規及び公衆衛生 1 時間 (前回受講から 3 年以内の受講者は、30 分間)
 イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1 時間
 ウ 洗濯物の処理 1 時間
 エ 繊維及び繊維製品 1 時間 (前回受講から 3 年以内の受講者は、30 分間)
 (注) 研修終了後、レポートの提出あり

- (3) 受講料

5,000 円

4 第 1 型講習について

- (1) 開催年月日及び会場

開催年月日	会場
平成 29 年 10 月 15 日 (日)	熊本県婦人会館 熊本市中央区水道町 14 番 21 号

- (2) 科目及び時間数

- ア 衛生法規及び公衆衛生 1 時間 (前回受講から 3 年以内の受講者は、30 分間)
 イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1 時間
 ウ 洗濯物の処理 1 時間
 エ 繊維及び繊維製品 1 時間 (前回受講から 3 年以内の受講者は、30 分間)
 (注) 講習終了後、レポートの提出あり

- (3) 受講料

4,500 円

5 第 2 型研修及び第 2 型講習について

- (1) 受講対象者

- ア 第 2 型研修 第 1 型研修の受講が困難な者
 イ 第 2 型講習 講習を受講する必要がある者

- (2) 受付期間及びレポート提出締切日

区分	受付期間	レポート提出締切日
研修	平成 29 年 8 月 10 日 (木) から 同年 9 月 15 日 (金) まで	平成 29 年 10 月 20 日 (金)
講習	平成 29 年 9 月 15 日 (金) から 同年 10 月 20 日 (金) まで	平成 29 年 11 月 20 日 (月)

- (3) 科目及びレポート課題

- ア 衛生法規及び公衆衛生
 イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
 ウ 洗濯物の処理
 エ 繊維及び繊維製品

- (4) 受講料

- ア 第 2 型研修 5,000 円
 イ 第 2 型講習 4,500 円

6 研修及び講習の問合せ先

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
 熊本市中央区白山一丁目 4 番 9 号 末永ビル 2 階
 電話番号 096-362-306

熊本県告示第 623 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 29 年 6 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

内野地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱7号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
7	八代市	二見野田崎町園田	1 3 6 7
8	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃

熊本県告示第624号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成29年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 戸 数 及 び 頭 数	摘 要
結核病	疑似患畜	平成29年6月1日	阿蘇市	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第625号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 検査区域
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町
- 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成29年8月1日	午前10時から午後3時まで	長洲町町民センター
平成29年8月2日	午前10時から午後3時まで	荒尾市大島浄化センター
平成29年8月3日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
平成29年8月4日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター
平成29年8月7日	午前10時から午後3時まで	和水町役場三加和総合支所（車庫）
平成29年8月8日	午前10時から午後3時まで	和水町役場本庁（庁舎裏車庫）
平成29年8月9日	午前10時から午後3時まで	J A たまな 南関供給センター
平成29年8月10日	午前10時から午後3時まで	J A たまな 玉東総合支所
平成29年8月21日	午前10時から午後3時まで	玉名市横島支所
平成29年8月22日	午前10時から午後3時まで	J A たまな 天水第一選果場
平成29年8月23日	午前10時から午後3時まで	玉名市岱明支所
平成29年8月24日	午前10時から午後3時まで	玉名市役所本庁舎
平成29年8月25日	午前10時から午後3時まで	玉名市役所本庁舎

- 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

公 告

熊本県公告第354号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート八代店
八代市本野町西道善寺 2 3 0 1 - 1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ゆめマート八代店
(変更後) ゆめマート八代高田
 - (2) 変更の年月日
平成 2 9 年 6 月 1 日
- 3 届出年月日
平成 2 9 年 6 月 6 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成 2 9 年 6 月 2 3 日から平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日まで

熊本県公告第 3 5 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成 2 9 年 6 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊池ショッピングプラザ夢空間
熊本県菊池市隈府北原 6 0 9 番地 1
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
サニー菊池店の開店時刻の変更
(変更前) 開店時刻 1 0 時 但し日曜日は 9 時
(変更後) 開店時刻 9 時
 - (2) 変更の年月日
平成 2 9 年 6 月 1 5 日
- 3 届出年月日
平成 2 9 年 6 月 9 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成 2 9 年 6 月 2 3 日から平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日まで

熊本県公告第 3 5 6 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 2 9 年 6 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	梅洞地区	平成 2 5 年 2 月 2 6 日	平成 2 9 年 3 月 3 0 日	熊本県

熊本県公告第 3 5 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 6 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石 1 8 7 4 番 1 6
4 0 2 . 6 1 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋 2 8 4 4 番地 2 グリーンヒル伍番館 1 0 3 号
宮本 智広

熊本県公告第 3 5 8 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年6月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字曲手字風穴1552番1、同1555番1、同1557番1、同1558番1、同1559番1、同1561番1、同1562番1、同1563番1、同1565番1、同1566番1、同1567番1、同1567番2、同1568番1、同1569番1、同1569番3、同1569番7、同1570番1、同1571番1、同1579番1、同1580番1、同1580番2、同1581番1、同1582番1、同1583番1、同1585番及び里道
 49,998.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市東区長嶺東八丁目14番40号
 株式会社アイディエス

登載依頼

熊本県警察本部公告第46号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成29年6月23日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成29年度導入分）の賃貸借
 - (2) 借入物品及び数量
 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器 一式
 - (3) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係（熊本県庁警察棟4階）
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出入納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 借入物品の規格、品質等
 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成29年度導入分）の賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 契約期間
 契約締結の日から平成35年12月31日（日）まで
 - (7) 借入期間
 平成30年1月1日（月）から平成35年12月31日（日）まで
 - (8) 納入期限
 平成29年12月31日（日）まで
 - (9) 納入場所
 仕様書のとおりとする。
 - (10) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (11) 入札金額
 入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、7.2月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10.2分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の10.8分の100に相当する金額により入札すること。
 (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成29年7月11日（火）午後5時まで

- (4) 提出先
1 (4)の入札担当部局

- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年7月11日（火）午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年8月3日（木）まで行う。

- (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年8月2日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 平成29年8月3日（木）午前10時

- (イ) 場所 1 (4)の入札担当部局

- (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送による入札は、平成29年8月2日（水）（必着）までに1 (4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重に封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送による入札書を提出した場合は、これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した入札者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2443）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be leased:

A set of servers for Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender:

Date: August 3 2017, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2443)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年6月23日

熊本県警察本部長 村田達哉

1 競争入札に付する事項

熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器（平成29年度導入分）の賃貸借

2 入札参加資格

- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格を審査し、(2)の場所先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先と。)に必要書類を添付し、(2)の場所先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成29年7月3日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を含む）まで行う。

熊本県産業教育審議会公告第1号

平成29年度第1回熊本県産業教育審議会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおりです。
平成29年6月23日

熊本県産業教育審議会

- 1 開催日時

平成29年6月30日（金）
午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所

ホテル熊本テルサ1階「ビジネスセンター」
- 3 議題
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 会議の公開の決定について
 - イ 諮問内容の説明
 - ウ 諮問事項
「地方創生に向けた今後の専門高校における産業教育の在り方について」
 - エ 審議
 - (3) 閉会
- 4 傍聴人の定数

10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴希望者が、10人を超えた場合は、抽選を行う。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県産業教育審議会事務局（熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係）
電話番号096-333-2717

正 誤

平成13年3月23日熊本県公安委員会規則第10号（熊本県警察署協議会に関する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤
1	上	事項	非行